

4 福保子保第 5 1 0 号
令和 4 年 5 月 1 8 日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

認証・認可外保育施設担当課長 吉 井 英 司
(公 印 省 略)

東京都認証保育所における学齡児受入れの取扱いについて（通知）

日頃より、東京都の子育て支援施策、保育施策について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認証保育所については、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 1 3 年 5 月 7 日付 1 2 福子推第 1 1 5 7 号、以下「実施要綱」という。）に基づき事業を実施しているところですが、学齡児の放課後等の居場所確保が課題となっていることを踏まえ、今年度より認証保育所の空きスペースなどを活用した学齡児の受入れを可能とすることとしました。ついては、その取扱いについて、下記のとおり通知します。

記

1 学齡児を受け入れる際の基本的な考え方

学齡児の受入れについては、認証保育所の空きスペースを活用するなど、実施要綱に基づく保育所事業に支障のない範囲で、以下に示す要件に基づき、各認証保育所において、未就学児及び学齡児の安全に十分配慮して実施することとします。

学齡児の受入れは、認証保育所事業の一環として実施されるものですが、学齡児は実施要綱における補助対象児童に該当しないため、実施にかかる補助はありません。

ただし、区市町村が実施する「学童クラブ事業」や「学童クラブ待機児童対策提案型事業」等、他の子育て関連の事業を実施する場合は、当該事業にかかる補助を活用することは差し支えありません。

2 要件

(1) 専用区画の確保

認証保育所内に、学齡児のための専用区画を設置すること。

専用区画は、未就学児と別室とすることが望ましいが、やむを得ず未就学児と同室を共用

する場合は、未就学児の区分については、実施要綱の面積基準を満たすとともに、学齢児の専用区画に未就学児が容易に立ち入れないよう明確に区分すること。区分のために衝立等を使用する場合は、衝立等を固定するなどして、転倒等の事故防止に十分配慮し、安全性を確保すること。また、学齢児の活動に伴う音（声を含む）などにより未就学児の保育に支障がないよう留意すること。

加えて、専用区画についても、採光、換気等の保健衛生、危険防止に十分注意を払うとともに、非常口や避難経路を適切に確保すること。

（２）学齢児を受け入れる際の適切な人員配置基準

学齢児を受け入れる時間帯には、専用区画に職員（設置者が指揮命令権を有する者）を１名以上配置すること。

実施要綱７に定める保育従事職員を配置する場合は、その時間帯において当該職員を未就学児にかかる保育従事職員配置基準に含めることはできない。開所時間中に当該基準を欠くことがないよう人員配置管理を徹底すること。

（３）未就学児と共用できる設備基準

実施要綱６（１）に規定する医務室、屋外遊戯場、調理室、便所及びその他の設備については、未就学児と学齢児とで共有して利用することができる。ただし、この場合には、各認証保育所において、異なる年齢の児童が安心かつ安全に使用できるよう配慮等を行うこと（学齢児が未就学児の便所を使用する際のプライバシー保護を含む。）。

（４）学齢児の年齢制限

小学校６年生まで可とする。

（５）利用者への事前の説明

学齢児の受入れを新たに行う際には、未就学児の利用者に対して相当期間の余裕をもって十分説明を行うとともに周知すること。

また、東京都認証保育所実施細目（平成１６年１月２２日付１５福子推第１０３２号、以下「実施細目」という。）９の利用者に交付する「重要事項説明書」について、実施細目９（３）施設及び設備、実施細目（６）施設の運営方針、職員体制等に「学齢児預かり」について明記し、学齢児と未就学児の利用者に交付すること。

３ 区市町村の関与

認証保育所が新たに学齢児の受入れを実施する場合又は実施後に内容変更が生じた場合は、区市町村の意見書（同意書）等を都に提出すること。（具体的な手続きについては別紙参照）

４ 事故防止及び事故報告

認証保育所においては、引き続き「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」（平成２５年３月８日付雇児保発０３０８第１号）に従い、重篤な事故が発生することのないよう、より一層の事故防止の徹底を図るとともに、万が一重傷事故や食中毒等の重大な事故が発生した場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（平成２７年２月１６日付２６初幼教第３０号・雇児保発０２１６第１号）及び「特定教育・保育施設等における

事故発生時等の対応について」(平成27年3月27日付26福保子保第2984号)により、区市町村を通じて報告すること。

5 指導監督

学齡児の受入れについて、4による事故報告があった場合や、本通知における要件を満たさない、あるいは未就学児の保育に支障が生じている等不適切な実施状況が認められる場合には、都は、当該認証保育所に対して巡回指導支援や立入調査を実施するほか、必要に応じて設置者に対し改善指導、受入れの中止を求めることができる。

6 その他留意事項

- (1) 上記に加え、区市町村が実施する「学童クラブ事業」や「学童クラブ待機児童対策提案型事業」等、他の子育て関連の事業を実施する場合は、当該事業の手続き・基準を遵守すること。
- (2) 学齡児と未就学児とが一時的に交流することは差し支えないが、この場合には、それぞれの保護者に十分な説明を行い、了承を得た上で、十分な監視のもと安全管理を徹底して実施すること。
- (3) 学齡児の登降園については、学齡に応じた安全対策を講じ、保護者に十分な説明を行い、了承を得た上で、安全管理を徹底すること。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課認証保育所担当

(電話) 03-5320-4212

認証保育所において学齢児を受け入れる際の事務手続きについて

認証保育所において学齢児を新たに受け入れる設置者は、東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日付15福子推第1032号、以下「実施細目」という。）第4号様式「内容変更届」に、以下に掲げる書類を添付し、原則として実施しようとする日の20日前までに東京都知事へ提出してください。

また、上記提出書類の内容に変更が生じた場合は、実施細目13「内容変更（届）の手続き」に準じて必要書類を東京都知事へ提出してください。

都は、上記届について審査の上、適当と認められる場合は受理通知を行います。

なお、区市町村より別途指示があった場合には、その指示に従って手続きを行ってください。

<添付書類>

- 1 区市町村の意見書（区市町村が、当該認証保育所において学齢児を受け入れることが適当と認めたことがわかるもの。）
- 2 職員の構成（実施細目第2号様式）

学齢児を担当する職員については、「職名」欄に「学齢児」と記入してください。

また、業務委託を行って職員を配置する場合は、その旨を記載し、業務委託契約書の写しを添付してください。
- 3 建物・土地の状況（実施細目第3号様式）
- 4 建物の変更前後の案内図、配置図及び平面図

学齢児を受け入れる専用区画の全景が判明できる撮影データを添付してください。
- 5 保護者への通知文書等の写し
- 6 その他知事が必要に応じて求める書類